

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
手 当 ・ 年 金	(国民年金) 障害基礎年金	20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給されます。 (月額) 1級: 1,039,625円、2級: 831,700円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	
	特別障害者手当	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給されます。 (月額) 29,590円	・身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複しており条件を満たしている人 ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人 ・内部障害1級程度で、安静度が絶対安静の人 ・精神又は知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人												
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給されます。 (月額) 16,100円	・身体障害者手帳1級程度の障害がある人及び2級程度の障害がある一部の人 ・療育手帳A1(最重度)又はA2(重度)の人のうち、条件を満たしている人 ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人												
	特別児童扶養手当	中度以上の障害のある児童の保護者に支給されます。 (月額) 1級: 56,800円、2級: 37,830円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	△			○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部
	高知県重度心身障害児療育手当	重度の障害のある児童の保護者に支給されます。 (月額) 7,300円	・特別児童扶養手当1級の障害程度												
	心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害になった場合に障害児・者に終身一定額の年金が支給されます。 支給額 1口加入: 20,000円 (月額) 2口加入: 40,000円	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
医 療	重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。	○	○	△				○	○	△				
	後期高齢者医療	一定の障害のある65歳以上75歳未満の人は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療が給付されます。 ※75歳以上の人は障害の有無に関わらず給付されます。	○	○	○	△			○	○			○	○	
	自立支援医療(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費が助成されます。 (例) 人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部							
	自立支援医療(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費が助成されます。	身体障害者手帳の有無は関係なし												
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費が助成されます。											○ 一部	○ 一部	○ 一部
相 談 支 援	計画相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

手当・年金／医療／居宅サービス

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
20歳以上	△ 20歳前から障害のある人	○		市町村	裁定請求書、戸籍抄本、病歴・日常生活状況等申立書、銀行口座番号		41
20歳以上	○		障害者支援施設、特別養護老人ホーム等への入所や医療機関に3か月を超えて入院中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	41
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	42
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、特別児童扶養手当振込先口座申出書、診断書、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	42
対象の障害児が18歳未満		○	児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	申請書、預金通帳、障害児福祉手当不支給証明書、障害の状況のわかるもの		43
保護者が65歳未満		○	<保護者の加入資格> 病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること	市町村	加入申込書、申込者告知書、障害証明書、住民票、掛金減額申請書、年金管理者指定届	掛金の減免制度があります。 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯等)	45
平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外	△ 一部(左欄のとおり)	○	・入院時食事療養費は助成対象外 ・医療保険の未加入者は対象外	市町村	申請書、保険証、手帳、マイナンバーが確認できる書類	助成を受けるには、市町村から受給者証の交付が必要です。	48
65歳以上		○		市町村	保険証、手帳		48
18歳以上	○			市町村			48
18歳未満	○			市町村	申請書、健康保険証(写)、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類、身元確認が出来る書類	指定医療機関での治療に適用	49
なし	○			市町村			50
なし		○		市町村	支給申請書、手帳	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。 (60～62ページ)	19 57
18歳未満		○					

(※)「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。

(※※)「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
居宅サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活の介助や支援を行ったり、外出時の支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所 (ショートステイ)	家庭で一時的に介護を受けることができない場合などに、施設に短期間入所することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の利用	障害者支援施設 (施設入所支援+日中活動支援)	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、昼間に生活介護などのサービスを提供する施設です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日中活動を支援する事業所	主として昼間に排せつ、食事の介助、創作的活動などを行う生活介護や、就労や生産活動などの機会を提供する就労継続支援などを行う事業所です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識・技能の習得など専門支援が必要な時に利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	医療型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の習得などの専門支援及び治療が必要となきに利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
補装具・日常生活用具	補装具	身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用の支給を受けることができます。	○	○	○	○	○	○							
	日常生活用具	日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅	住宅改修費 給付事業 (日常生活用具給付事業)	在宅の身体障害のある人が、身体状況に応じて住宅改修を行う場合、その経費の一部を助成しています。 (改修の範囲) 手すり取付、段差解消、引き戸等扉取替、滑り防止・移動円滑のための床材料の変更、洋式便器への取替 など	○	○	○										
	住宅改造支援事業	在宅の身体障害のある人や家族の負担を軽減するため、身体状況に応じて住宅改造を行う場合、その経費の一部を助成しています。 (対象工事) 浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室などの改造 (※) 高知市は、単独で助成事業を実施	○	○	○	一部									
	県営住宅	一定の障害のある人及びその世帯で住宅に困っている場合、一般世帯向住宅への入居に際しての抽選が2回できる場合があります。	○	○	○	○			○	○	○		○	○	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

施設の利用／補装具・日常生活用具／住宅

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先	市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。（63～68ページ）	1858
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先				
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村		サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（71～78ページ）	1858
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村			
18歳未満		○		中央児童相談所または幡多児童相談所	利用に当たっては、中央児童相談所又は幡多児童相談所にご相談ください。	施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（81ページ）	3458
18歳未満		○					
なし （ただし、児童のみに交付される補装具があります）	○		介護保険の福祉用具の品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、介護保険が優先されます。ただし、身体状況によりオーダーメイドの製品が必要な場合は、補装具で交付されます。	市町村	申請書、印鑑、手帳 など （※）医師の意見書や更生相談所での判定が必要な場合がありますので、まずは市町村にご相談ください。		82
市町村によって異なる場合があります	市町村によって異なる場合があります			市町村	申請書、手帳 など	市町村事業ですので、まずは市町村にご相談ください。	84
学齢児以上		○ 所得に応じて自己負担あり	介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先	市町村	申請書、見積書、図面、手帳 など		86
なし	○ 世帯の生計中心者の所得税額が30万円未満		日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先 介護保険のサービスが利用できる人は、同様の制度があります。	市町村	申請書、見積書、図面、手帳 など	助成の決定には、市町村の調査などが必要です。まずは市町村にご相談ください。住宅改修費との併給は可能です。	87
				県住宅供給公社総務管理課 （TEL）088-883-0344		身体障害者世帯向住宅の所在地などは本文をご覧ください。	88
18歳以上		○	利用料（家賃）や食事代などは利用者の負担です。	福祉ホームの経営主体	福祉ホームの利用に当たっては経営主体との契約が必要です。	福祉ホームの所在地などは本文をご覧ください。	88

（※）「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。

（※※）「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
住宅	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸付	生活福祉資金	障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税の減免	所得税・住民税	特別障害者控除 所得控除 所得税40万円 住民税30万円	○	○					○	○			○		
		(本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族)													
		同居特別障害者控除 所得控除 所得税75万円 住民税53万円	○	○					○	○			○		
	(控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合)														
		障害者控除 所得控除 所得税27万円 住民税26万円			○	○	○	○			○	○		○	○
			(本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族)												
	自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税種別割 軽自動車税環境性能割	障害のある人が所有する自動車を自らが運転する場合や、生計を一にする親族や常時介護する者が障害者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
			(障害によって対象の級が異なりますので、本文をご覧ください。)												
各種割引制度	鉄道運賃 JR	次の場合、鉄道運賃が5割引になります。 (小学生の場合は、こども運賃の5割引) ●第1種障害者 (単独で乗車する場合) 片道100Km超の場合、本人の普通乗車券 (介護者が同行する場合) 本人と介護者1人の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券(特急券を除く) ●第2種障害者 (単独で乗車又は介護者が同行する場合) 片道100Km超の場合、本人の普通乗車券 (12歳未満の児童が定期乗車券によって利用するときに介護者が同行する場合) 介護者1人の定期乗車券	(第1種、第2種は、身体障害者手帳に記載されています。)						第1種 A1, A2	第2種 B1, B2	第1種	第2種			
	土佐くろしお鉄道		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電車・バス運賃	次の場合、運賃が5割引になります。 【身体障害者手帳又は療育手帳】 ●第1種障害者・・・本人、介護者(1人) ●第2種障害者・・・本人のみ 【精神障害者保健福祉手帳】 ●1級・・・本人、介護者(1人) ●2級、3級・・・本人のみ	(第1種、第2種は、身体障害者手帳に記載されています。)						第1種 A1, A2	第2種 B1, B2	○	○	○	○	
	航空運賃 (国内線)	割引率は航空会社(高知龍馬空港発着便はJAL及びANAが対象)によって異なります。 対象者は12歳以上の本人及び介護者(1人) (本人が12歳未満の場合は介護者のみ)となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

貸付／税の減免／各種割引制度

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載 ページ
	あり	なし					
15歳以上		○		市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(住民票や課税等の証明書が必要)、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。所在地などは本文をご覧ください。(69～70ページ)	18 58
	○			市町村の社会福祉協議会	生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員か市町村社会福祉協議会に相談してください。		46
なし		○		勤め先 税務署 市町村	印鑑、手帳、各種証明書 など	年末調整または確定申告のときに申請	91
本人運転の場合は18歳以上		○	【自動車の名義】 ①本人運転の場合 所有者、使用者とも障害者 ②家族運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 ※障害者が18歳未満又は知的障害の場合は同一生計の親族名義で可 ③常時介護者運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 【自動車の種類】 自家用	安芸・中央東 須崎・幡多 各県税事務所 (軽自動車は市町村)	①本人運転の場合 申請書、手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ②家族運転の場合 申請書、住民票、手帳、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑 ③常時介護者運転の場合 上記②家族運転に加えて、自動車運行計画書、誓約書	軽自動車税の取扱いは市町村によって異なります。	89
乳児、幼児は無料		○	小児定期乗車券は、割引がありません。	乗車券販売窓口	乗車券を購入するときに窓口で手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。 12歳以上の障害者が12歳以上の介護者とともに利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でも乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明を行います。	JRバスの場合は、距離の制限はありません。(ただし、定期乗車券は、3割引) 距離の制限はありません。	92
なし		○			運賃を支払うときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。	距離の制限はありません。	93
12歳以上		○		航空券販売窓口	航空券を購入するときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。		

(※)「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。

(※※)「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

★スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」について

公共交通機関や有料道路を利用する際に、障害者手帳アプリ「ミライロID」を呈示することで、手帳の代わりとすることができます。ミライロIDを利用するには、事前に利用登録が必要です。登録方法や利用方法等の詳細につきましては、下記URLからご確認ください。

●ミライロIDについて <https://mirairo-id.jp>

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
各種割引制度	タクシー運賃	障害のある人自身が高知県内でタクシーに 乗車する場合、運賃が1割引になります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有料道路 通行料金	障害のある人が有料道路を利用する場合、 通行料金が割引されます。 (営業用車両を除く)	(本人運転の場合) ○ ○ ○ ○ ○ ○												
			(本人が乗車し、介護者運転の場合) ○ ○ ○ ○ 一部 一部 一部 一部 第1種障害者のみ 対象						○	○					
	NHK放送受信料	NHK放送受信料が全額又は半額免除されま す。 免除申請書をNHKに提出いただき、NHK が受理した月から免除の事由が消滅した月ま で、放送受信料は免除となります。	全額 (世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合) ○ ○ ○ ○ ○ ○						○	○	○	○	○	○	○
			半額 (視覚障害又は聴覚障害 のある人が世帯主の場合) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (重度の身体障害のある人が世 帯主の場合) ○ ○						(重度の知的障害 のある人が世帯主 の場合) ○ ○				(重度の精神障 害のある人が世 帯主の場合) ○		
自動車	携帯電話	障害のある人が契約している携帯電話の基本 使用料などが割引されます。割引の範囲や割引 率は携帯電話会社で異なります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立施設 入場料・使用料	県立施設の入場料等が無料になります。入場 料は、障害のある人と介護者1人が対象とな ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車運転免許 取得費の助成	障害のある人が、運転免許を取得する場合、 費用の一部が助成されます。	市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の 範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問 い合わせください。												
	自動車改造費の 助成	肢体障害がある人が、自動車のハンドルやブ レーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の 一部が助成されます。	上肢、下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わ なければ自動車の運転ができない方が対象です。詳しく はお住まいの市町村にお問い合わせください。												

各種割引制度／自動車

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載 ページ
	あり	なし					
なし		○	時間運賃制の場合は割引対象外		乗車時に手帳を提示してください。		93
なし		○	【対象自動車(営業用は対象外)】 ①本人運転の場合 身体障害者手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等 ②本人が乗車し、介護者が運転する場合 身体障害者手帳・療育手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等、若しくは継続して日常的に介護している人が所有する自動車 【障害者手帳への記載】 市町村で手帳に有料道路割引スタンプの押印が必要。手続きをすればＥＴＣでの利用も可能。	市町村	【市町村での手続き】 申請書、手帳、車検証、運転免許証(本人運転の新規申請の場合)、契約書(割賦購入中又は長期リースの場合)など ＥＴＣ利用の場合は、ＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器申込書・証明書(更新の際に、前回申請時から変更しない場合は不要) 【利用方法】 料金所で手帳を提示 ＥＴＣの場合は、利用登録済のＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入して通行 ★ミライロＩＤが利用できます。	有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です。	94
なし				NHK高知放送局 営業部 (TEL) 088-823-2301	●「免除申請」の手続き (1) 申請書に必要な事項を記入してください。申請書は自治体やNHKの窓口にあります。 (2) 自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。 (3) 証明を受けた申請書をNHKにご提出(郵送)してください。 ●申請に必要なもの 申請書、印鑑、手帳	●氏名、住所などに変更があった際は、必ずNHKへご連絡をお願いします。 ●NHK「受信料の窓口」 https://www.nhk-cs.jp/j/00108301 	95
		○		各社ショップ または取扱店	新規契約の場合 印鑑、口座番号、手帳 など		95
なし		○		各県立施設	施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。		96
18歳以上		○		市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、手帳 運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を受けることが必要です。	運転免許を取得する前に申請が必要です。	106
18歳以上	○		障害のある人本人が所有する自動車が対象	市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、同意書、車検証、免許証、改造部分の写真、手帳	自動車を改造する前に申請が必要です。	

(※) 「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。

(※※) 「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

★スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」について

公共交通機関や有料道路を利用する際に、障害者手帳アプリ「ミライロID」を呈示することで、手帳の代わりとすることができます。ミライロIDを利用するには、事前に利用登録が必要です。登録方法や利用方法等の詳細につきましては、下記URLからご確認ください。

●ミライロIDについて <https://mirairo-id.jp>